

郡山市告示第 89 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定区域として、次のとおり指定する。

平成 31 年 4 月 18 日

郡山市長 品川 萬里

指定区域の所在地	埋立地の区分
郡山市西田町大田字沼ノ倉 1-3 の一部、1-4、1-5 の一部、 郡山市西田町大田字向田 92 の一部、105、106 の一部、 179 の一部、180 の一部、181 の一部 （旧郡山市西田埋立処分場第 2 期埋立地）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号 以下「政令」という。）第 13 条の 2 第 1 号 【一般廃棄物に係るもの】
郡山市西田町大田字沼ノ倉 1-1 の一部、1-2 の一部、 郡山市西田町大田字向田 42 の一部 （旧郡山市西田埋立処分場第 4 期埋立地）	政令第 13 条の 2 第 1 号 【一般廃棄物に係るもの】
郡山市西田町大田字沼ノ倉 1-1 の一部、 郡山市西田町大田字向田 18-1 の一部、19-1、19-2、 20、21、22、23、24、24-2、127 の一部、128 の一部、 130 の一部、131 の一部、132 の一部、133 の一部、 134 の一部、135 の一部、136、137 の一部、 138 の一部、142 の一部、143 の一部、144 の一部、 145 の一部、151 の一部、152 の一部、153 の一部、 無番地 （旧郡山市西田埋立処分場第 5 期埋立地）	政令第 13 条の 2 第 1 号 【一般廃棄物に係るもの】